

茨城県報

第 6 4 6 7 号

昭和51年10月7日

木 曜 日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

告 示

	ページ
●青少年に有益な興行の推奨(青少年課)	1
●青少年に有害な興行の指定(")	2
●身体障害者福祉法の規定に基づく医師の指定(障害福祉課)	3
●保安林の指定の解除(林業課)	3
●土地改良事業の適当決定(農地管理課)	4
●土地収用法の規定に基づく事業の認定(用地課)	4
●都市計画事業の認可(都市計画課)	5
●事業計画変更の認可(")	5
●木材業者等の登録(鹿行地方総合事務所)	6
●登録事項の変更(")	6

(選挙管理委員会)

●茨城県選挙管理委員会第10回定例委員会の招集	6
●条例の制定改廃請求等の際に連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数	7

公 告

●県営土地改良事業計画(2件)(農地管理課)	8
●土地立ち入り測量(2件)(用地課)	9
●都市計画の図書の縦覧(2件)(都市計画課)	9
●土地区画整理組合の定款の変更(")	10
●土地区画整理組合の役員の氏名及び住所(")	10
●道路位置の指定(建築指導課)	11
●開発行為の工事完了(2件)(")	11

正 誤

●昭和51年8月16日付茨城県報第6452号中	12
●昭和51年9月2日付茨城県報第6457号中	12

告 示

茨城県告示第1122号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第6条の規定により、青少年に有益な興行として次のものを推奨する。

昭和51年10月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

推奨番号	種 類	題 名	製 作 者 名	配 給 社 名
11	映 画	四 年 三 組 の は た	日 活	同 左
12	"	はるかなる子グマの森	米, ウォルトディズニーブエナビスタ	"

茨城県告示第1123号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第7条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

昭和51年10月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	種 類	題 名	製 作 者 名	配 給 者 名
321	映 画	花芯の刺青 熟 れ た 壺	日 活	同 左
322	"	日活ニュース 〈花芯の刺青 熟 れ た 壺〉	"	"
323	"	性 道 男 一 代	関東ムービー	"
324	"	夜の暴力街 強 漢	西 原 プ ロ	新 東 宝 興 業
325	"	国際線スチワーズ 官 能 飛 行	日 活	同 左
326	"	団 地 妻 秘 出 張 売 春	"	"
327	"	日活ニュース 〈団 地 妻 秘 出 張 売 春〉	"	"
328	"	エキサイトポルノ 熱 い 舌	米, B・ブラウ ン	ジョイパックス イルム
329	"	幼 な 妻 初 夜 の わ な な き	ワタナベ・プロ	日 活
330	"	痴 漢 下 宿 屋	"	"
331	"	犯 され て 開 く	東 活 プ ロ	同 左
332	"	女探偵報告書 視 き	"	"
333	"	痴 漢 の 落 し 穴	"	"

茨城県告示第1124号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定に基づき医師の指定等をした。

昭和51年10月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 医師の指定

種 目	診療科目	氏 名	住 所	勤 務 先
肢体不自由	整形外科	沼 尻 恭 二	西茨城郡岩間町4210	沼 尻 医 院
"	外 科	小 路 力 男	日立市城南2-1-1	株式会社日立製作所 日立 総合病院
"	小 児 科	小 泉 幸 雄	"	"
"	内 科	佐 藤 敏	日立市久慈町3920	医療法人光風会 回 春 荘 病 院
"	整形外科	内 藤 昌 三	" 鮎川町2-8-16	医療法人愛宣会 秦 外 科 病 院
"	内 科	葛 城 晃 彦	那珂湊市平磯町1266	葛 城 医 院
"	外 科	藤 本 弥 城	" 3-5888	藤 本 医 院
"	"	小 山 善 朗	鹿島郡鹿島町宮中1834	医療法人社団善仁会 小 山 病 院
腎臓機能障害	内 科	山 形 陽	日立市城南町2-1-1	株式会社日立製作所 日立 総合病院
視 覚 障 害	眼 科	山 形 幸 枝	"	"

2 医師の住所変更

氏 名	新 住 所	新 勤 務 先	旧 住 所	旧 勤 務 先
寺 崎 賢 至	筑波郡大穂町吉沼 1440	寺 崎 医 院	筑波郡大穂町吉沼 1172	田 宮 医 院
清 水 孝 雄	北相馬郡藤代町下萱 場225	藤 代 中央病院	筑波郡筑波町太子 北条1015	宮 本 病 院

3 指定医師の取消し

種 別	診療科目	氏 名	住 所	勤 務 先	理由
肢体不自由	外 科	池 内 正	笠間市笠間1200	池 内 医 院	辞退

茨城県告示第1125号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和51年10月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 解除をする保安林の所在場所

鹿島郡神栖町大字奥野谷字浜野6223番の1, 6223番の4から6223番の7まで, 6223番の17, 6223番の21, 6232番の3, 6234番の4, 6236番の4, 6238番の5, 6242番の3, 大字深芝字海辺3663番, 3664番, 3668番, 3672番の1, 3672番の9

2 指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

公益上の理由

茨城県告示第1126号

水海道市長落合庄次から昭和51年7月29日付で認可申請のあつた上蛇地区土地改良事業については適当と決定したので, 土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し, 関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和51年10月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

上蛇地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和51年10月18日から昭和51年11月8日まで

3 縦覧の場所 水海道市役所

茨城県告示第1127号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので, 同法第26条第1項の規定により次のとおり告示する。

昭和51年10月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 起業者の名称 明 野 町

2 事業の種類 町民運動場建設工事

3 起 業 地

(1) 収用の部分

真壁郡明野町大字新井新田字台原地内

(2) 使用の部分 な し

4 縦 覧 場 所 明野町役場

茨城県告示第1128号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和51年10月4日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 水海道市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
水海道市都市計画事業、水海道市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和51年10月7日から昭和56年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
水海道市大字花島町字西原，字大久保，字香取前，字上押
 - (2) 使用の部分
水海道市大字大生郷字二本松，字中丸，字前中丸，字後中丸，字向中丸，字与四郎内，字与四郎前，字与四郎内後
" 大字花島町字大橋後，字大久保，字西原，字薬師下，字薬師西，字香取西，字提田，字鶴ヶ島，字鶴ヶ島西，字中向

茨城県告示第1129号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

昭和51年10月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 友 部 町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
友部都市計画下水道事業1号都市下水路
- 3 事業施行期間 昭和43年4月1日から昭和54年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 な し
 - (2) 使用の部分
友部町大字平町字大沢
" 大字鯉淵字十の割

茨城県告示第1130号

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により、次の者を木材業者等として登録した。

昭和51年10月7日

茨城県鹿行地方総合事務所長 高 野 保

第1種業者登録

登 録 番 号	登 録 年 月 日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代表者) (氏 名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種	備考
					所 在 地	名 称		
鹿総合 第60号	昭和 51. 9. 18	鹿島郡鹿島町 須賀559—1	鈴木源太郎	鈴木材木店			販 売 (小売)	

茨城県告示第1131号

茨城県木材業者等登録条例第8条第1項の規定により、次のとおり登録事項を変更した。

昭和51年10月7日

茨城県鹿行地方総合事務所長 高 野 保

第1種業者登録

登 録 番 号	登 録 年 月 日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代表者) (氏 名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種	備考
					所 在 地	名 称		
鹿総合 第17号	昭和 51. 9. 18	行方郡潮来町 延方乙 2711—1	柏崎 あさ	柏崎材木店	住所に同じ	前記に同じ	販売業 (小売)	変更後
"	51. 8. 1	"	柏崎 彰	"	"	"	"	変更前

(選 挙 管 理 委 員 会)

茨城県選挙管理委員会告示第35号

茨城県選挙管理委員会第10回定例委員会を次のとおり招集する。

昭和51年10月7日

茨城県選挙管理委員会

委員長 中 島 鍬 太 郎

- 1 招 集 日 時昭和51年10月21日 午前10時30分
- 2 招 集 場 所 水戸市大町 茨城県公館
- 3 議 題

- (1) 衆議員議員総選挙における臨時啓発計画について
- (2) そ の 他

茨城県選挙管理委員会告示第36号

直接県住民による県条例の制定または改廃請求, 県事務等の監査請求及び県議会の解散請求並びに県議会議員, 知事, 副知事, 出納長, 県選挙管理委員, 県監査委員, 県公安委員会の委員及び県教育委員会の委員の各解職請求のさいにおいて, 連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数は, 次のとおりである。

昭和51年10月7日

茨城県選挙管理委員会

委員長 中 島 鏡 太 郎

- 1 地方自治法第74条第1項の規定による県条例の制定または改廃の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数 32,849人
- 2 地方自治法第75条第1項の規定による県事務等の監査の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数 32,849人
- 3 地方自治法第76条第1項の規定による県議会の解散の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 547,481人
- 4 地方自治法第80条第1項の規定による県議会議員の解職請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

水 戸 市 選 挙 区	45,196人
日 立 市 選 挙 区	45,394人
土 浦 市 選 挙 区	23,676人
古 河 市 選 挙 区	12,521人
石 岡 市 選 挙 区	10,114人
下 館 市 選 挙 区	13,408人
結 城 市 選 挙 区	10,328人
竜ヶ崎市選挙区	9,505人
那珂湊市選挙区	7,861人
下 妻 市 選 挙 区	6,939人
水海道市選挙区	9,273人
常陸太田市選挙区	8,517人
勝 田 市 選 挙 区	17,791人
高 萩 市 選 挙 区	9,839人
北茨城市選挙区	10,729人
笠 間 市 選 挙 区	7,334人
取 手 市 選 挙 区	12,013人
岩 井 市 選 挙 区	8,858人
東茨城郡南部選挙区	25,805人

東茨城郡北部選挙区	5,565人
西茨城郡選挙区	14,907人
那珂郡選挙区	26,060人
久慈郡選挙区	13,465人
鹿島郡選挙区	36,528人
行方郡選挙区	16,818人
稲敷郡選挙区	30,675人
新治郡選挙区	22,814人
筑波郡選挙区	22,650人
真壁郡選挙区	17,662人
結城郡選挙区	11,894人
猿島郡選挙区	22,701人
北相馬郡選挙区	10,649人

5 地方自治法第81条第1項の規定による知事の解職請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 547,481人

6 地方自治法第86条第1項の規定による副知事, 出納長, 県選挙管理委員, 県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 547,481人

7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による県教育委員会の委員の解職請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 547,481人

公 告

●県営土地改良事業計画

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき, 県営園部川右岸地区土地改良事業につき計画を定めたので, 関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和51年10月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

県営園部川右岸地区土地改良事業計画書写し

2 縦覧の期間 昭和51年10月12日から昭和51年11月1日まで

3 縦覧の場所 石岡市役所

八郷町役場

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づ、県営梶無地区土地改良事業につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和51年10月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

県営梶無地区土地改良事業計画書写し

2 縦覧の期間 昭和51年10月12日から昭和51年11月1日まで

3 縦覧の場所 玉造町役場
小川町役場

●土地立ち入り測量

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和51年10月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 起業者の名称 茨 城 県

2 事業の種類 県道亀作石名坂線道路改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

常陸太田市大森町字長前原、字野際、字宿、字畠ケ中及び字馬場地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和51年10月12日から昭和51年11月30日まで

1 起業者の名称 茨 城 県

2 事業の種類 県道常陸太田烏山線道路改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

久慈郡水府村大字和田字新道、川端、字西和田及び字北沢地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和51年10月12日から昭和51年3月31日まで

●都市計画の図書の縦覧

石岡都市計画火葬場の決定に伴い石岡市から、当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和51年10月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県庁土木部都市計画課

下館結城都市計画緑地の変更に伴い、結城市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和51年10月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県庁土木部都市計画課

●土地区画整理組合の定款の変更

南部第1土地区画整理組合において定める定款の変更については認可したから、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和51年10月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 南部第一土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 昭和46年1月13日から昭和56年3月31日まで
- 3 施 行 地 区

日立市久慈町字二の後藤山、字二の立野、字後原、字石ヶ作の全部及び同町字曲松、字赤羽、字芳小田、字町田、字五反田、字畑五反田、字後藤山、字立野、字農子盟の各一部
 " 南高野町字後原の全部及び同町字家後、字東、字宿、字上の台の各一部

- 4 変更認可の年月日

昭和51年10月7日

●役員の氏名及び住所

南部第一土地区画整理組合氏名及び住所を土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第2項の規定により次のとおり公告する。

昭和51年10月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

理 事	田 所	鉄 之 介	日立市久慈町 3-15-26
"	勝 山	好 男	" " 3-46-7
"	酒 地	徳 男	" " 2628番地
"	梅 原	信 義	" " 3-18-18
"	星 野	市 次 郎	" " 3-10-13
"	鈴 木	鎌 太 郎	" " 2473番地
"	井 上	幸 太 郎	" " 3-3-10
"	田 所	藤 太	" " 1-25-3
"	山 形	鉄 雄	" " 2657番地

" 五 来 政 道 " " 2333番地
 " 宮 田 信 郎 " 南高野町238番地の2
 " 渡 辺 丑 松 " 石名坂町1836番地
 886

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和51年10月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員 (m)	延 長 (m)
水土木指令 第821号	51. 9. 20	(有)東亜鍍 金工場 川上富士雄	勝田市津田東七 軒前1887-15	勝田市津田字東七軒 1887-14, 60, 61	4.00	35.00
" 第822号	"	往住 光訓	東京都葛飾区亀 有3-11-2	" 中根字六ツ野 4836-7, 8	4.00	41.70
境土木指令 第362号	"	三和開発(株) 代表取締役 山中 信男	" 豊島区東 池袋1-11-4	猿島郡三和町大字駒込 字屋敷922-30	4.40	131.20
水土木指令 第841号	51. 9. 22	ハウス技研興 業K. K. 代表取締役 大金 末松	水戸市笠原町 1360-19	勝田市田彦字土木内 407-8	4.00	29.70
境土木指令 第367号	51. 9. 28	渡部 源治	岩井市辺田1174	岩井市辺田山崎前 1064-1, 8, 9	4.00	23.30
" 第368号	"	高松 光一	古河市東2丁目 18-7	古河市東2丁目7167-2	4.00	19.60
" 第369号	"	小須田治祐	栃木県西那須野 町三島24	" 中田小山1047-5~ 7, 1058-5~7	4.00	29.60

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定に基づき、次の地域の工事が昭和51年8月31日に完了した。

昭和51年10月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡神栖町大字知手字砂山3409番の91

2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡神栖町奥の谷6225-82 茂 木 春 子

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定に基づき、次の地域の工事が昭和51年9月17日に完了した。

、昭和51年10月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡総和町大字水海字道城2653番, 2656番の1

- 2 事業主の住所及び氏名

東京都北区田端新町3-2-3

共伸株式会社

代表取締役 佐 藤 庄 二

正 誤

昭和51年8月16日付茨城県報第6452号中中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
17	上から7	の 変 更	並びに定款の変更
18	上から8	の 変 更	並びに定款の変更

昭和51年9月2日付茨城県報第6457号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
7	上から20	(本石下寺浦……………	(新石下寺浦……………

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1,000 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所